

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社ファミリーネット・ジャパン
住所	東京都港区愛宕二丁目5番1号

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	広島市内における電気事業 ・ 低圧需要（家庭用・事業用）および高圧需要（一括受電マンション）の電力小売事業 ・ F I T期間満了後（卒F I T）の太陽光発電余剰電力の買取事業		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	エネルギー事業部門（主に営業、需給管理箇所）にて、再エネ等環境価値の活用促進及び、卒F I T（太陽光発電余剰電力）買取・非化石証書化等の運用実施により、電力供給における温室効果ガスの排出量抑制を推進しています。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.458 (kg-CO ₂ /kWh)	0.532 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標（2024年度）	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標（2027年度）	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標（2037年度）	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) 排出係数について目標設定はしておりませんが、卒F I T（太陽光発電余剰電力）の買取による非化石証書化を促進し、温室効果ガス排出量抑制の推進をはかります。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したもののから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2027 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2037 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	自社発電施設を保有しておらず、今後も保有計画はありません。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	前年度実績 (2023 年度)	11 (千kWh)	24.96 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	短期目標 (2027 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	長期目標 (2037 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	卒 F I T (太陽光発電余剰電力) の買取促進と、その環境価値分について非 F I T 非化石電気認証を受け、温室効果ガス排出量抑制を推進していきます。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達については、収益性や環境性を踏まえ適宜検討いたします。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	自社発電施設を保有しておらず、今後も保有計画はありません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	ご契約者様向けに提供するポータルサイトで、1 年間の月別のご使用電力量・料金や前年度実績比較など「見える化」情報を提供いたします(継続)。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	C O 2 ゼロプラン等の提供により、実質 C O 2 排出量ゼロに向けた取り組みを実施しています。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー(太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの)による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物(バイオマスを除く)の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。